

上水道・下水道の「道路占用許可申請書」を提出する際の注意

1 上水道の道路占用許可申請をする場合

小金井市道路管理課道路管理係へ「道路占用許可申請書」を提出する前に、必ず東京都水道局府中サービスステーション（東京都府中市寿町3-4-6）（注）へ、「道路占用許可申請書（第1号様式）」を提示し、備考欄に受付印を押印してもらってください。

上・下水道両方の施工を同一業者が行う場合で、先に上水道の「道路占用許可申請書」を提出するときは、監督事務費算出のため下水道の図面も添付してください。

（注）令和7年2月21日（金）までは、小平サービスステーション（東京都小平市花小金井1-6-20 小平合同庁舎）

ここには、施主（法人の場合は、主たる事務所と代表者氏名）の住所・氏名を記入してください。

第1号様式

第 号

新規 更新 変更 年 月 日
平成 年 月 日

道路占用許可申請書

(宛先) 小 金 井 市 長

〒 -
住所
氏名

ここには、施工業者の会社名・担当者名・連絡先電話番号（担当者の携帯電話番号を別途記入していただく）を記入してください。

第32条 第35条の規定により許可を申請します。

道路法

占用の目的

路線名

車道・歩道・その他

占用の場所

場所 小金井市 町 丁目 番 号

名 称 規 模 数 量

占用物件

占用の期間

平成 年 月 日 から 間
平成 年 月 日 まで

占用物件の構造

工事の期間

平成 年 月 日 から 間
平成 年 月 日 まで

工事実施の方法

道路の復旧方法

市の道路占用に伴う工事の施行要綱に基づき自費復旧する

添付書類

案内図、設計図、仕様書
その他

備考

記載要領

受付

東京都水道局府中サービスステーションで、事前に押印をもらってください。

2 下水道の道路占用許可申請をする場合

小金井市道路管理課道路管理係へ提出する前に、小金井市下水道課から「下水道施設自費工事申請書兼承認書」の交付を受け、その表紙の写しを2部、「道路占用許可申請書」に添付してください。

(副)

平成 年 月 日

下水道施設自費工事申請書兼承認書（一般）

小金井市長 様

住 所

申請者（事業者）氏 名

電 話

下記のとおり下水道施設に関する工事を自費で施工したいので申請いたします。
なお、施工した下水道施設は市に帰属いたします。

工 事 箇 所	小金井市	丁 目	番 号	合流・分流
工 事 目 的				
工 事 内 容	1 管きよ 内径	mm	m	
	2 人 孔 内径	mm	箇所	
	3 汚水ます新設	箇所	移設 箇所	撤去 箇所
	4 雨水ます新設	箇所	移設 箇所	撤去 箇所
	5 その他			
施 工 者	住 所 施 工 者 代 表 者 氏 名 現 場 責 任 者 連 絡 先			
添 付 書 類	案内図・平面図・縦断図・構造図			
工 期	平成 年 月 許可日 ~ 平成 年 月 日			
道 路 種 別	号線	都 道	号線	私 道
連 絡 事 項				

上記の申請について承認します。

下水道課で交付された写し（市長公印のあるもの。）を2部添付してください。

平成 年 月 日

様

小金井市長



※ 太枠内をご記入ください。

3 道路占用料減免申請書を添付

上水道・下水道の占用料については、減免されますので必ず「道路占用許可申請書」提出時に、施主の住所氏名（会社の場合は代表者名）を記入し、押印したものを2部添付してください。

ここには、施主（法人の場合は主たる事務所と代表者氏名）の住所・氏名を記入してください。

(申請者)

住 所
氏 名

印

道 路 占 用 料 減 免 申 請 書

下記のとおり、平成 年度分の道路占用料の減免を受けたいので申請いたします。

4 仕様書の記入と添付

「道路占用許可申請書」の提出時に、添付書類として案内図・平面図のほかに、必要事項を記載した仕様書を必ず添付してください。

仕 様 書

埋設する管の情報を記載してください。

工作物の種類	延長	土被り	埋設箇所	備 考
mm	m	m	歩道・車道	
			歩道・車道	
開 削			同 穴 掘 削 有 () 無	
工事実施方法			競 合 有 () 無	
道路復旧方法			舗装種別 () 型 本復旧 ・ 仮復旧	
小金井市の道路舗装復旧基準に従い自費復旧する。				

上水道と下水道の施工業者が同一で、かつ、同穴掘削の場合、監督事務費を按分計算しますので、必ず記載してください。

5 東小金井駅北口土地区画整理事業地区内の道路占用許可申請をする場合

現在、東小金井駅北口（梶野町一丁目、梶野町五丁目）では、土地区画整理事業を実施しています。**東小金井駅北口土地区画整理事業地区内で、上水道・下水道工事が必要な場合は、まずは区画整理課（東小金井駅北口にあります。）へ相談してください。**区画整理課で道路管理課へも「道路占用許可申請書」を提出する必要があると判断し、道路管理課へ提出する場合は、区画整理課から「**工事施工承認書**」の交付を受け、**写しを2部**「道路占用許可申請書」に添付し提出してください。

承認第 号
平成 年 月 日

標

小金井都市計画事業
東小金井駅北口土地区画整理事業
実行者 小金井市
代表者 小金井市長 西岡 誠

工 事 施 工 承 認 書

平成 年 月 日付けで申請のあった東小金井駅北口土地区画整理事業地区内
での 工事については、下記のとおり条件を行って承認します。

記

- 1 目的 工事
- 2 場 所 小金井市梶野町5丁目
- 3 内 容
- 4 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 5 添付図書 案内図、位置図、平面図、その他
- 6 施工業者 株式会社
現場代理人 電話
携帯
- 7 担当者 同上

6 道路掘削規制期間中の掘削工事の制限解除が必要な場合

舗装工事^{しゅんこう}竣工後の道路は、簡易舗装（車道の場合35型以下、歩道の場合は11型（細粒）又は19型（浸透性開粒）、車道扱いの歩道（車の乗り入れ部）の場合35型）については1年間、中級舗装（40型以上）については3年間又は5年間、掘削を許可しないものとしています。

ただし、公共事業等のためやむを得ず掘削が必要な場合は、まずは道路管理課窓口で相談してください。

7 「道路占用許可書」に記載されている工期を延期する必要がある場合

「道路占用許可申請書」に記載する工事の期間は、余裕をもって十分に工事が完了する期間を記載してください。万一、交付された「道路占用許可書」の工期の期間内に工事が完了しないと判明したときは、延期理由を記載した「道路占用許可申請工期延期願」を作成し、交付された「道路占用許可書」の原本を持参の上、道路管理課道路管理係窓口まで持参してください。

8 道路掘削復旧工事監督事務費の納入について

上水道・下水道工事の占用料については、条例及び減免措置基準により、全額減免されます（「道路占用料減免申請書」を提出していただきます。）が、条例施行規則により「道路掘削復旧工事監督事務費」を徴収することになります。舗装構造種別ごとに決められた徴収単価に、復旧面積を乗じて得た金額を「市道損傷及び道路監督費負担金納付書」として「道路占用許可書」と一緒に交付しますので、占用許可日から1か月以内に納入していただきます。なお納入義務者は施主となります。